国際物流拠点産業集積計画

令和７年４月

沖　縄　県

目　　次

１　計画策定の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　国際物流拠点産業集積地域の区域
(1)　那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区　・・・・・・・・・・・　２
(2)　うるま・沖縄地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
(3)　南風原・八重瀬地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

５　措置の内容
(1)　国際物流ネットワークの強化と物流コストの低減　・・・・・・・　10
(2)　臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進　・・・・・・　11
(3)　県内事業者の海外展開促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

６　措置の実施により見込まれる効果　・・・・・・・・・・・・・・・　12

７　実施計画の認定に関する基本的事項
(1)　実施計画への記載事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
(2)　認定事業者に対する支援措置　・・・・・・・・・・・・・・・・　12
(3)　認定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

８　別紙　地図
(1)　那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区　・・・・・・・・・・・　14
（那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市）
(2)　うるま・沖縄地区（上江州・仲嶺地区）　・・・・・・・・・・・　17
(3)　南風原・八重瀬地区（南風原町、八重瀬町）　・・・・・・・・・　18
(4)　国際物流拠点産業集積地域　・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

１　計画策定の意義

平成 21 年 10 月、沖縄の地理的優位性を活かした那覇空港を拠点とする国際貨物ハブ事業が開始されたことに伴い、那覇空港の国際貨物の取扱量は飛躍的に増加した。那覇空港の令和元年度の国際貨物取扱量は 10 万トンと、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第５位となった。平成 21 年度以降、那覇空港の国際貨物量増加によって、国内貨物も含めた全体の取扱貨物量は大きく増加し、令和元年度は 30 万トンとなるなど、国際貨物の取扱量は国際貨物ハブ事業の開始前と比べ約 55 倍に増加した。

平成 24 年４月、沖縄振興特別措置法が抜本的に改正され、それまでの自由貿易地域及び特別自由貿易地域の両制度を発展的に解消し、「国際物流拠点産業集積地域」制度が創設された。平成 24 年５月に沖縄県が策定した「沖縄２１世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」においては、「新たなリーディング産業を創出するため、本県が比較優位を発揮できる臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業集積地域）を重点的に育成」することとして、観光リゾート産業及び情報通信関連産業に続く産業として位置付けられ、積極的な取組が進められた。

平成 27 年９月、沖縄とアジア地域の経済交流、産業振興に向けた基本的な指針となる「沖縄県アジア経済戦略構想」を策定した。「アジアをつなぐ、国際競争力ある物流拠点の形成」を重点戦略に掲げ、同構想の実現に向けた「沖縄県アジア経済戦略構想推進計画（平成 28 年３月策定）」に基づき、那覇空港の物流機能の更なる強化、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業集積地域）の集積促進、那覇港・中城湾港の機能強化等に向けた取組等が進められている。

令和２年３月、那覇空港第二滑走路が供用開始され、滑走路処理能力（年間を通じて安定的に運用できる発着回数）が 13.5 万回から 24 万回に拡大し、航空物流を支える空港機能の強化が図られた。

しかしながら、国際貨物ハブについては、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和２年４月以降、那覇空港を発着する国際線が全て運休していることなど、国際航空物流を取り巻く環境の変化を踏まえ、「貨物専用機を中心としたモデル」から「貨物専用機に加え、那覇空港に就航する旅客便の貨物スペースを活用し輸送するモデル」へ移行し、多様化する利用者のニーズに応え、継続的に発展する国際物流ハブの構築を目指すこととしている。

こうした中、沖縄県は令和４年５月に「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」を策定し、基本施策として「アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」を位置づけ、国際物流ネットワークの強化と物流コストの低減、臨空・臨港型産業の集積促進、県内事業者の海外展開促進に取り組むこととなった。

以上のことを踏まえ、今般改正された国際物流拠点産業集積地域制度の効果的な活用を促進し、東アジアの中心に位置する地理的優位性等の我が国で

沖縄のみが有する強みを最大限に活かした国際物流拠点の形成に資するとともに、沖縄における産業と貿易の振興に貢献するため、沖縄県による施策の方向性や達成目標を明らかにし、各種施策・措置との相乗効果が発揮できるよう国際物流拠点産業集積計画を策定するものである。

２　計画の性格

国際物流拠点産業集積計画は、沖縄振興特別措置法第 41 条の規定に基づき、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画を踏まえ、国際物流拠点産業の集積を図るための計画期間、国際物流拠点産業集積地域の区域、沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容、当該措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果及び国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定に関する基本的事項を定めるものである。

３　計画期間

計画期間は、令和４年８月１日から令和 13 年度末までとする。

４　国際物流拠点産業集積地域の区域

国際物流拠点産業集積地域の区域は、沖縄振興特別措置法第 41 条第２項第２号で規定する要件を満たす地域で、令和７年４月１日以降、国際物流拠点産業の集積を図ることが相当と認められる以下の地域とする。

なお、令和７年４月１日以降対象区域外である旧対象区域に所在している認定事業者又は認定法人については、同日前に認定した措置実施計画の実施に限り、引き続き対象区域とする。

（１）那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

①　指定する地域の区域

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市において国際物流拠点産業の集積が見込まれる次の地域（大字単位）とする。（別紙参照）

那覇市　　曙、旭町、字安謝、安謝、字天久、天久、泉崎、
字上之屋、上之屋、奥武山町、久米、久茂地、辻、泊、
通堂町、西、東町、前島、牧志、松山、港町、山下町、
若狭、垣花町、字赤嶺、赤嶺、字小禄、字安次嶺、

字具志、具志、字高良、高良、字宮城、宮城、字大嶺、
金城、住吉町、字当間、字鏡水

浦添市　牧港、字牧港、港川、字港川、城間、字城間、屋富祖、
字屋富祖、宮城、字宮城、仲西、字仲西、勢理客、
字小湾、伊奈武瀬、西原、西洲

豊見城市　字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安
字渡橋名、字翁長、字長堂、字嘉数、字豊崎

宜野湾市　伊佐、大謝名、宇地泊、真志喜、大山

糸満市　字糸満、西崎、字照屋、字兼城、字座波、字賀数、
字武富、字阿波根、字潮平、字真栄里、字伊敷、
字喜屋武、字福地、字伊原、字米須、潮崎町、
字北波平、西崎町、西川町

② 面積
6,840ha（那覇市 1,949ha、浦添市 1,132ha、豊見城市 921ha、
宜野湾市 515ha、糸満市 2,323ha）

③ 国際物流拠点産業集積地域に指定する基本的な考え方
本地区は、国際的な貨物流通の拠点として機能する那覇空港及び那覇港に隣接・近接する地域として、昭和 62 年 12 月９日に当時の自由貿易地域として指定され、平成 24 年４月１日に国際物流拠点産業集積地域となった旧那覇地区、並びに平成 25 年２月８日に指定された旧那覇空港地区及び旧那覇港地区を包含する区域となり、以下のとおり国際物流拠点産業の集積に適した地域である。

ア　相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港との隣接・近接性
関税法に規定する開港である那覇港及び税関空港である那覇空港の令和５年度の国際貨物取扱量は、前者が約 115 万トン（全国第 74 位、なお、コンテナ単位では約７万３千ＴＥＵで全国第 16 位）及び後者が約２千トン（全国第９位）と、相当量の貨物取扱がある。
那覇港及び那覇空港が立地する那覇市、浦添市及び豊見城市はもとより、これらと隣り合う宜野湾市、糸満市は、両施設から約 10 ㎞圏内にあり、かつ幹線道路で一体的に連結されていることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積に適した地域である。

イ　土地確保の容易性

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の５つの市は、広域交通施設や各種都市機能が集積する地域となっており、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、人や物の広域的な交流の活発化に向けて、土地利用の拡大が重点的に図られてきた地域であり、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が５市合計で約 1,836ha（順におよそ、783ha、375ha、139ha、276ha 及び 263ha）確保されている。

那覇港及び那覇空港の隣接・近接地域として物流施設や工業施設の一定の集積が見られるとともに、今後のさらなるインフラ整備や新たな土地利用が見込めることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の用に供する土地の確保が比較的容易な地域である。

ウ　労働力確保の容易性

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の５つの市は、県全体の約 45%に相当する約 66 万人の人口を有しているとともに、那覇公共職業安定所管内（那覇市・浦添市・豊見城市・糸満市等）における令和５年の新規求職申込件数は、32,859 件となっており、相当数の求職者を有している。

また、５つの市及びこれと隣接する町村には、琉球大学を始めとする８つの大学・短期大学や 35 の高等学校などの各種教育機関が所在し、毎年多数の卒業生を輩出していることから、労働力の確保が容易である。

エ　輸送施設等の整備

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の５つの市は、これらを南北に縦断する幹線道路である国道 58 号、同 331 号及び同 332 号が道路交通基盤の骨格を形成し、主要な県道・市道と合わせて高機能な輸送施設が整備されており、沖縄県内の経済・産業活動において、最大かつ一体的な中心拠点となっている。

このことに加えて、那覇空港と沖縄自動車道を結ぶ那覇空港自動車道豊見城東道路や沖縄本島中南部の西海岸沿岸部を縦断する地域高規格道路である沖縄西海岸道路の整備が進み、糸満道路、豊見城道路、那覇西道路（那覇港臨港道路（空港線））及び宜野湾バイパスは既に供用されており、那覇港及び那覇空港と５つの市との連結が強化されている。今後、ハシゴ道路や２環状７放射道路等の整備の進展により、那覇港及び那覇空港と５つの市とを結ぶ輸送施設の機能がより一層高まることとなる。

オ　沖縄における産業及び貿易の振興に資するための必要性

沖縄が、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に活かして魅力的な国際物流拠点を形成するためには、アジアの玄関口としての那覇港及び那覇空港の物流機能をさらに強化するとともに、周辺地域において臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図ることが不可欠である。

那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市及び糸満市の５つの市は、那覇港及び那覇空港と隣接・近接するとともに、幹線道路等の充実した陸上交通網により一体的に連結されていることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図る区域として十分に有機的な結合が実現している。

また、これら５つの市は、これまで沖縄の経済・産業の中心拠点としての役割を担ってきており、今後、さらに貿易の中心拠点としても発展することが期待されている。

以上を踏まえ、これら５つの市において、国際物流拠点産業の集積が見込まれる地域を、新たに国際物流拠点産業集積地域の区域に定めることにより、那覇港及び那覇空港周辺への臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）のさらなる集積を図ることとしたい。

（２）うるま・沖縄地区

①　指定する地域の区域及び面積

ア　中城湾港新港地区（362ha）

（港湾法第３条の３第１項の規定により、中城湾港港湾管理者が定めた港湾計画による「新港地区」を指す。ただし、西ふ頭陸地側の都市機能用地 26.1ha と緑地 5.0ha を除く。）

イ　仲嶺・上江洲地区（20ha）

以下の地番を対象範囲とする。　（別紙参照）

（うるま市字上江洲繁田原）

162-3、162-13～18、163-1、163-9～13、164-1～2、165、166、166-1～2、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、177-3、178、178-4、179、180-1、181、182-1、183-1、184-1、184-3、185-1、185-3、187、188-1、189、190、191、192、193、194、195、196-1～2、197-1～2、198、199、200、201-1、201-3～4、202、202-2、203、204、205、206、207-1～2、208-1、209、209-1、210、210-1～4、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、225-1～4、226、227、228、229-1～2、230、231-1、232-1、233、234-3～4、236、236-1、237、237-1～2、

238-1～4、239-1～7、240、241、241-1～2、242、243、244-1、245、
246、247-1、248、249、250、251、252、253-1、254-1、254-4～5、
255-1～3、256-1、292-1、293-1、293-3、294-3、295-3
（うるま市字仲嶺苦増原）
597-1、606
（うるま市字仲嶺石又原）
618-1～5、621、622、623-1～4、624、624-2、625、625-1、626-1、
627-1、628-1、629-1、630-1、631、631-1、632、632-1、633、
633-1、634、635、636、637、638、639、640、641-1～2、642-1、
643-1～2、644-1、645-1、645-2～5、646-1～3、647-1～2、
648-1～4、649-1～3、650、651-1～2、652-1～3、653、654、655、
656、657、658-1、658-2、659-1～3、660、661-1～2、662-1～2、
663-1～2、664、665、666、667-1～2、668、669、670、671-1～2、
672、673-1～4、674、675-1～2、676-1～3、677-1、677-2、
678-1～2、679-1、680-1～2、681、682-1、684-1、684-3～4、
685-1、686-1、686-5～7、688-1、702-1、703、704、705、706-1、
708-1、714-2、716-2～3、718、719、720-1、721、722、723、724、
724-1～2、724-4、724-5～9、724-11～13、724-17、724-23～25、
724-36、725、728、728-3～4、729-1～3、730-2～4、735、736-1～2

ウ　平安座地区（216ha）
（都市計画法第 19 条第１項の規程により、うるま市が決定した都市計画による用途地域の「工業専用地域」を指す。ただし、石川赤崎一丁目地内の 26ha を除く。）

エ　池武当地区（112ha）
（都市計画法第 19 条第１項の規程により、沖縄市が決定した都市計画による用途地域の「準工業地域」を指す。ただし、泡瀬一丁目地内の 13ha を除く。）

② 国際物流拠点産業集積地域に指定する基本的な考え方
中城湾港新港地区は、平成 11 年３月 31 日から旧特別自由貿易地域に指定され、平成 24 年４月１日から国際物流拠点産業集積地域となった旧うるま地区を包含する区域であり、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区についても国際物流拠点として機能する中城湾港新港地区に近接する区域となり、以下のとおり臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積に適した地域である。

ア　相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港との隣接・近接性
中城湾港は、関税法に規定する開港である金武中城港の一部であ

り、令和２年の貨物取扱量が 243 万トン（うち国際貨物取扱量 31 万トン）と相当量の貨物取扱がある。

同港の中心となる新港地区は、沖縄県における物資の円滑な流通を確保するための流通拠点として整備するとともに、産業の振興や雇用機会の創出、産業構造の改善並びに県土の均衡ある発展に資するための工業用地を整備する等、流通機能と生産機能を併せ持った流通加工港湾として整備を推進している。

イ　土地確保の容易性

うるま市及び沖縄市は、沖縄本島中央部に位置し、都市機能が集積しているほか、都市計画法に基づく工業地域及び商業地域等が２市合計で約 955ha（順におよそ、603ha、352ha）確保されており、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の用に供する土地の確保が容易である。

ウ　労働力確保の容易性

沖縄市及びうるま市は、県下第２、第３の人口規模、県全体の約 18%に相当する約 27 万人の人口を有しているとともに、沖縄市及びうるま市を管轄する沖縄公共職業安定所管内における令和２年の新規求職申込件数は 23,739 件となっており、相当数の求職者を有している。

また、沖縄本島中部地区には、琉球大学をはじめとする４つの大学・短期大学、20 の高等学校及び沖縄職業能力開発大学校などの各種教育機関が所在し、毎年多数の卒業生を輩出していることから、労働力の確保が容易である。

エ　輸送施設等の整備

沖縄本島中部圏域に所在する本地区は、沖縄自動車道・那覇空港自動車道のほぼ中間点にあり南部圏域と北部圏域を結節する３つのインターチェンジからの道路交通基盤が整備されている。すなわち、北中城インターチェンジからは県道宜野湾北中城線を、沖縄南インターチェンジからは県道沖縄環状線を、沖縄北インターチェンジからは県道 36 号線をそれぞれ経由してアクセスできる位置にある。

なお、県道 36 号線なかきす大橋が、平成 23 年 12 月に供用開始されたことに伴い、輸送施設の機能が大幅に向上した。

また、中城湾港新港地区において平成６年に西ふ頭の供用が開始されているところであり、平成 28 年から東ふ頭岸壁の暫定供用が開始された。

令和３年４月に策定された「中城湾港長期構想」では、東海岸地域の生産拠点の形成、生産性向上に寄与する産業支援港湾としての機能強化・拡充を図ることとされた。

オ　沖縄における産業及び貿易の振興に資するための必要性

中城湾港新港地区については、工業技術センター、健康バイオテクノロジー研究開発センター及び金型技術研究センター等が集積しており、産学官共同研究や企業の製品開発力の向上、人材育成等を促進する環境が構築されている。

また、同地区では、高付加価値・高度部材産業の立地を促進してきたところ、これまで本県にはみられなかった新たな分野の製造業が立地し、産業のすそ野が広がりを見せている。

さらに、うるま市と沖縄市では、中城湾港新港地区における企業集積の状況を踏まえ、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区を新たな産業の拠点と位置づけ、企業の集積を図るとともに、それぞれの地区の近接性を活かし有機的に連携することで、圏域の活性化を図ることとしている。

これらの状況から、「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」に掲げる基本施策「アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と臨空・臨港型産業の集積」の実現に向けて、同地区を国際物流拠点産業集積地域として定め、さらなる企業の集積を図ることとしたい。

（３）南風原・八重瀬地区

①　指定する地域の区域

南風原町、八重瀬町において国際物流拠点産業の集積が見込まれる次の地域（大字単位）とする。（別紙参照）

南風原町　字津嘉山、字照屋、字神里
八重瀬町　字友寄（字友寄川端原、字友寄後原）の一部

②　面積

南風原町 289ha、八重瀬町 16ha

③　国際物流拠点産業集積地域に指定する基本的な考え方

本地区は、国際的な貨物流通の拠点として機能する那覇空港及び那覇港に近接する地域として、以下のとおり国際物流拠点産業の集積に適した地域である。

ア　相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港との隣接・近接性

関税法に規定する開港である那覇港及び税関空港である那覇空港の令和５年度の国際貨物取扱量は、前者が約 115 万トン（全国第 74 位、なお、コンテナ単位では約７万３千ＴＥＵで全国第 16 位）及び後者が約２千トン（全国第９位）と、相当量の貨物取扱がある。

南風原町及び八重瀬町は、那覇空港や那覇港が立地する那覇市、豊見城市に隣接する町であるとともに、南風原町の津嘉山、照屋、神里、八重瀬町の友寄の各地区は、両施設から約 10㎞ 圏内にあり、国道 506 号、同 507 号及び那覇空港自動車道の幹線道路により連結されていることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積に適した地域である。

イ　土地確保の容易性

南風原町、八重瀬町の両町は、各種都市機能が集積する那覇市等の周辺に位置し、都市計画法に基づく工業地域や商業地域等が両町合計で約 58ha（43ha、15ha）確保されているとともに、両町において新たな産業用地の整備計画があることから、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の用に供する土地の確保が容易である。

ウ　労働力確保の容易性

南風原町、八重瀬町は、合計で約７万人（40,440 人、30,941 人）の人口を有しているとともに、両町を管轄する那覇公共職業安定書管内における令和５年度の新規求職申込件数は 32,859 件となっており、相当数の求職者を有している。

また、那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の５つの市及びこれと隣接する町村には、琉球大学を始めとする８つの大学・短期大学や 35 の高等学校などの各種教育機関が所在し、毎年多数の卒業生を輩出していることから、労働力の確保が容易である。

エ　輸送施設等の整備

南風原町、八重瀬町の両町は、幹線道路である国道 506 号、同 507 号、那覇空港自動車道等により那覇空港、那覇港にアクセスすることができるとともに、主要な県道やバイパス道についても整備が進められていることから、十分な輸送施設の機能がある地域である。

オ　沖縄における産業及び貿易の振興に資するための必要性

沖縄が、東アジアの中心に位置する地理的優位性を最大限に活かして魅力的な国際物流拠点を形成するためには、アジアの玄関口としての那覇港及び那覇空港の物流機能をさらに強化するとともに、周辺地域において臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を図ることが不可欠である。

南風原町・八重瀬町の両町は、幹線道路等の充実した陸上交通網により那覇港及び那覇空港と近接している立地を活かした産業用地の整備と臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積に取り組んでいる

ことから、今後、新たな産業振興が見込まれる地域として発展することが期待されている。

以上を踏まえ、南風原町、八重瀬町の４地域を新たに国際物流拠点産業集積地域の区域に定めることにより、那覇港及び那覇空港の機能を活用した臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の新たなる集積を図ることとしたい。

５　措置の内容

沖縄の東アジアの中心に位置する地理的優位性等を生かし、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点の形成と、臨空・臨港型産業の集積に向け、以下の措置を実施する。

（１）　国際物流ネットワークの強化と物流コストの低減

空港と港湾との機能連結によるシー・アンド・エアなど多様な輸送経路の確保により国際物流ネットワークの機能を高め、我が国とアジア諸国等を結ぶ国際物流拠点の形成を進める。

競争力のある国際物流拠点の形成に向けたインフラ整備など、国際物流ハブ及び国際流通港湾機能の強化と航空路・航路ネットワークの拡充に取り組む。

①　国際航空物流ハブとしての機能強化

ア　国内外への豊富な航空路線網を活用した輸送モデルの拡充及び認知度の向上に取り組む。

イ　国際航空物流ネットワークの強化に向けて、関連施設の整備促進、物流機能の強化等により航空物流産業のサービス・コスト両面での国際競争力を高める。

②　国際流通港湾機能の強化

ア　国際海上コンテナ輸送の中継拠点（サブハブ）として、高規格・高能率コンテナふ頭をはじめとする国際流通港湾機能の拡充を図るため、取扱貨物量の増加等に対応した外内貿ふ頭の再編・強化や那覇港総合物流センターⅡ期・Ⅲ期等の関連施設の整備を推進するとともに、港湾機能の高度化に係る技術の導入等に取り組む。

③　物流コスト低減に向けた国際航路・空路拡充及び物流対策の強化

ア　燃料費等の一部支援等による外国航路誘致や環境に配慮した利便性の高い中継拠点（サブハブ）の構築等を推進するとともに、那覇港に

おける国際流通港湾機能の拡充を図る。

イ　国際物流拠点の形成に向けて、人材の確保・育成に取り組むとともに、課題となっている物流コストについては、航空ネットワークの拡充、物流の効率化、海上輸送活用の対策強化等により低減化を図る。

（２）　臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積促進

国際物流ネットワークを活用した臨空・臨港型産業の戦略的な集積に向けた施策を推進する。

①　高付加価値製品を製造する企業等の誘致

ア　先端技術を有する国内外の企業等の誘致に向け、初期投資の軽減や立地後の創・操業支援体制の強化等に取り組むとともに、セミナーや視察ツアー等のプロモーション活動を展開する。

イ　空港・港湾周辺において、原料の調達から消費者の手元に届くまでの一連のプロセスであるサプライチェーンの拠点の形成を推進するとともに、流通加工やコールドチェーン等に対応したロジスティクスセンターやセントラルキッチンなど、高付加価値を生み出す物流産業等の集積につながる環境整備に取り組む。

②　航空関連産業クラスターの形成

ア　航空関連産業クラスターの起点となる航空機整備事業の拡大を促進するとともに、県内教育機関等と連携して、航空関連産業を担う人材の育成に取り組む。

イ　航空機整備関連のパーツや装備品等の保管、修理を行う事業者の誘致に取り組む。

（３）　県内事業者の海外展開促進

中国などアジア諸国の経済成長の取り込みに向けて、本県の地理的優位性を生かした国際物流拠点の活用による県内事業者の海外展開を促進する。

①　海外展開に向けた総合的な支援

ア　国際物流拠点を活用し、アジアをはじめとする海外市場のニーズに対応した県産品の販路拡大や県内企業の海外展開促進に取り組む。

イ　県産品ブランドの確立やブランドイメージの保護・活用と商品の定番化、海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会開催等の支援、EC（電子商取引）を活用するビジネス展開への支援に取り組む。

６　措置の実施により見込まれる効果

国際物流拠点産業集積地域において、本計画による各種措置の実施により、那覇空港や那覇港・中城湾港に近接・隣接する地域に、半導体・電子部品製造関連やFA・ロボット関連企業など高付加価値製品を製造する企業、航空関連部品や装備品の製造・加工を担う企業、航空機整備パーツ供給企業等の臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）を積極的に集積させることにより、アジア地域と日本の架け橋となる高機能で効率的な国際物流拠点の形成が図られ、沖縄における産業及び貿易の振興に寄与することが見込まれる。本計画の実施による定量的な効果としては、国際物流拠点産業集積地域内に新たに立地する臨空・臨港型産業の企業数300社、認定事業者の売上高20%以上の増加、労働生産性10%以上の増加に寄与することが見込まれる。

７　実施計画の認定等に関する基本的事項

（１）　実施計画への記載事項

沖縄振興特別措置法第42条の２に規定する、国際物流拠点産業集積措置実施計画（以下「実施計画」という。）に関する記載事項は次のとおりとする。

①　国際物流拠点産業集積措置により達成しようとする目標
②　国際物流拠点産業集積措置の内容及び実施期間
③　国際物流拠点産業集積措置の実施体制
④　国際物流拠点産業集積措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
⑤　国際物流拠点産業集積措置の実施により見込まれる効果
⑥　その他

（２）　認定事業者に対する支援措置

①　中小企業信用保険法の特例（中小企業庁）
②　中小企業投資育成株式会社法の特例（中小企業庁）
③　課税の特例※
④　国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（沖縄振興開発金融公庫）

※③の措置の対象者は、認定事業者のうち、沖縄振興特別措置法第50条の規定に基づき主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。

（３） 認定基準

実施計画の認定にあたっては、以下の基準に適合することを確認するものとする。

① 国際物流拠点産業集積計画の内容等に適合していること

② 国際物流拠点産業集積措置を実施することが国際物流拠点産業集積地域の区域における国際物流拠点産業の集積を図るために有効かつ適切なものであること

ア 目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること

イ 措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること

ウ 措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること

③ 国際物流拠点産業集積措置が確実に実施されると見込まれるものであること

ア 措置の実施主体が特定されていること

イ 措置の実施スケジュールが明確であること

別紙　(1) 那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

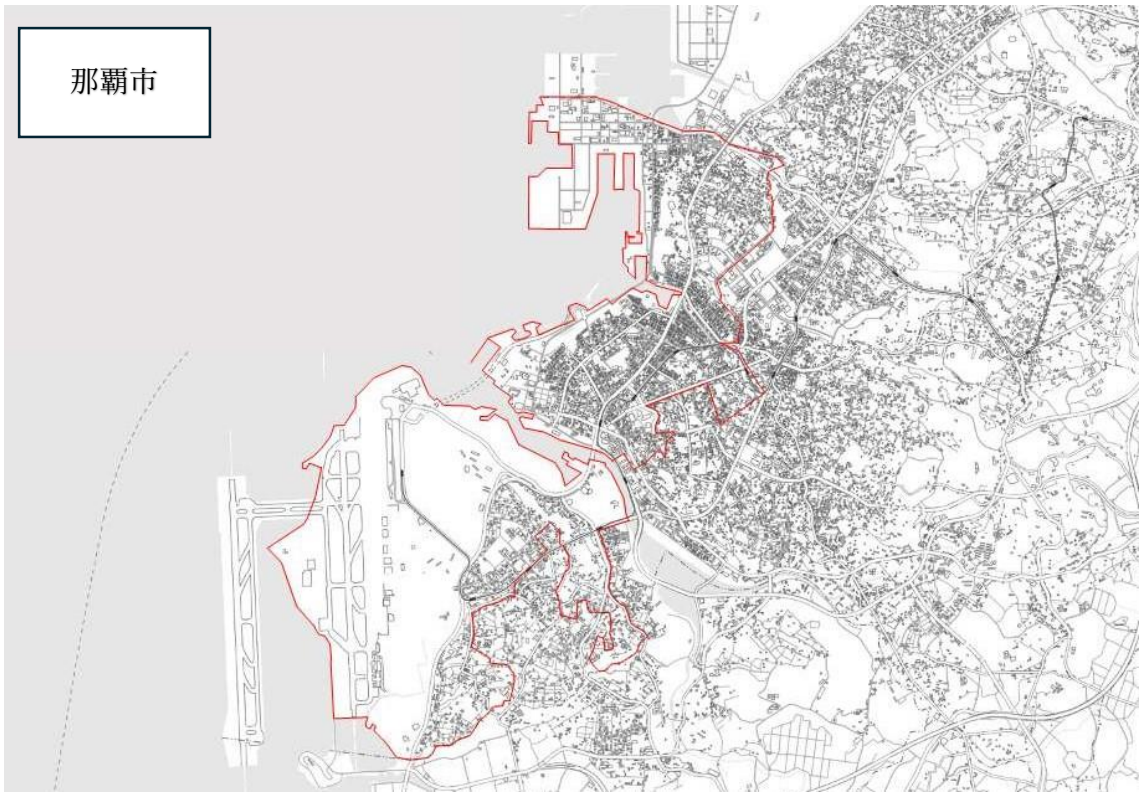

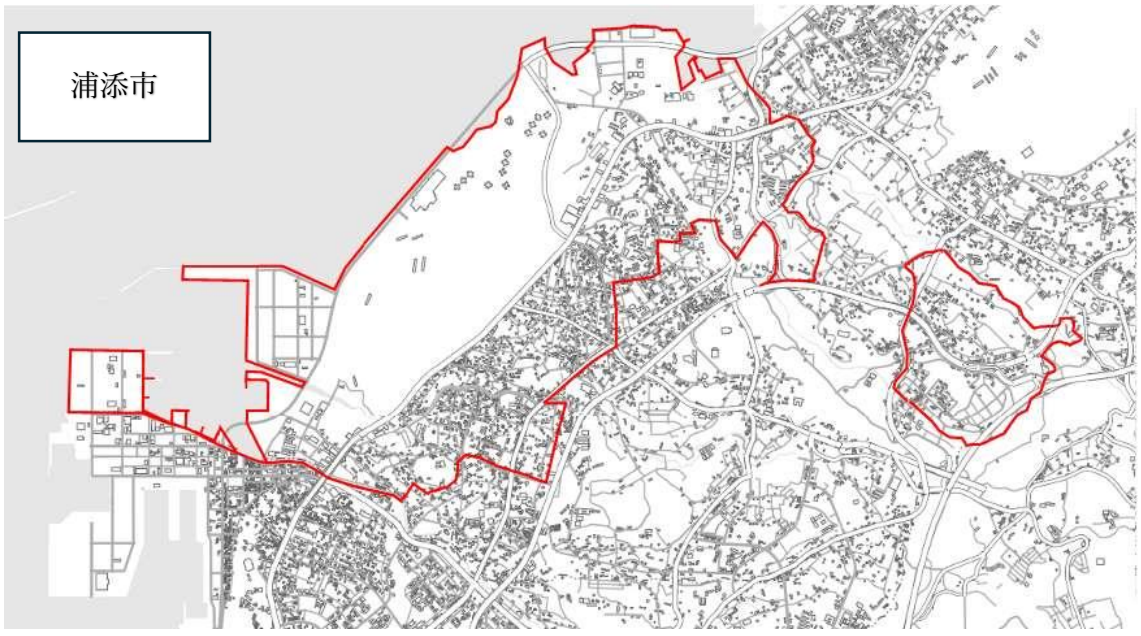

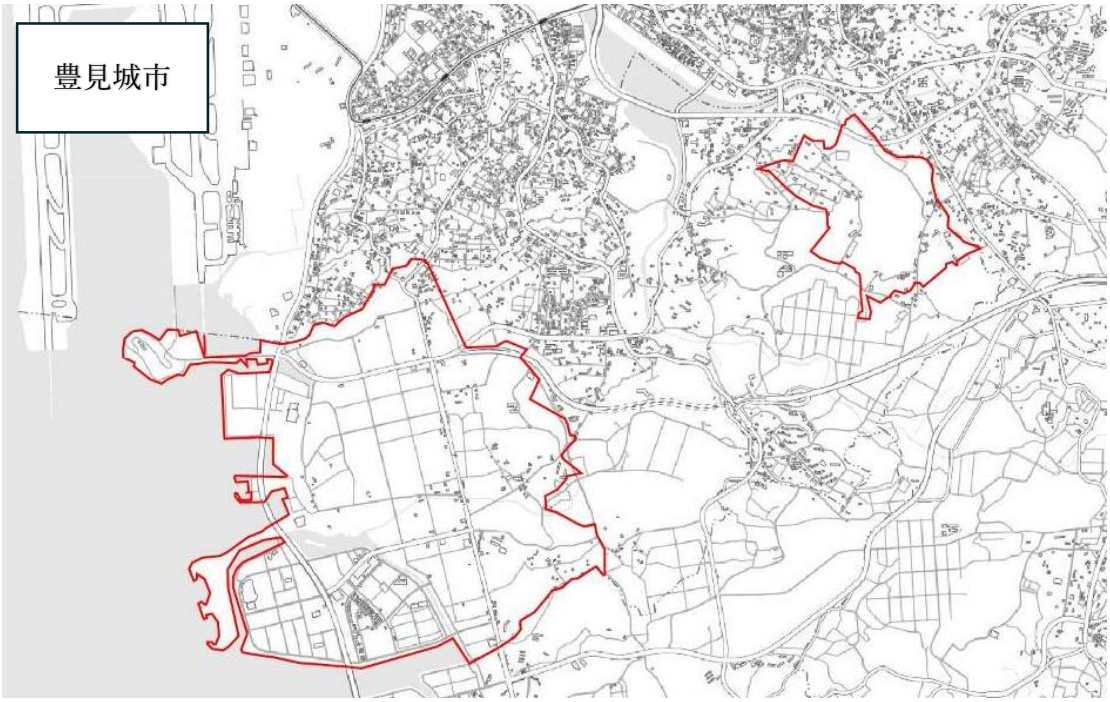
豊見城市

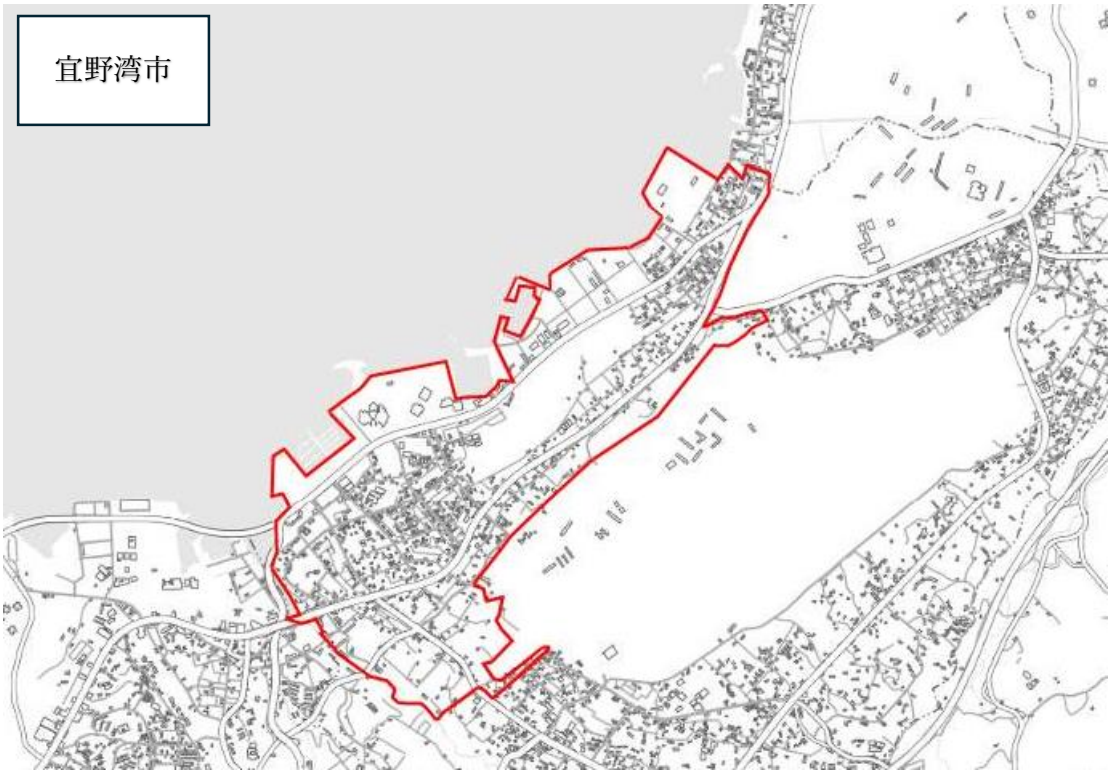
宜野湾市

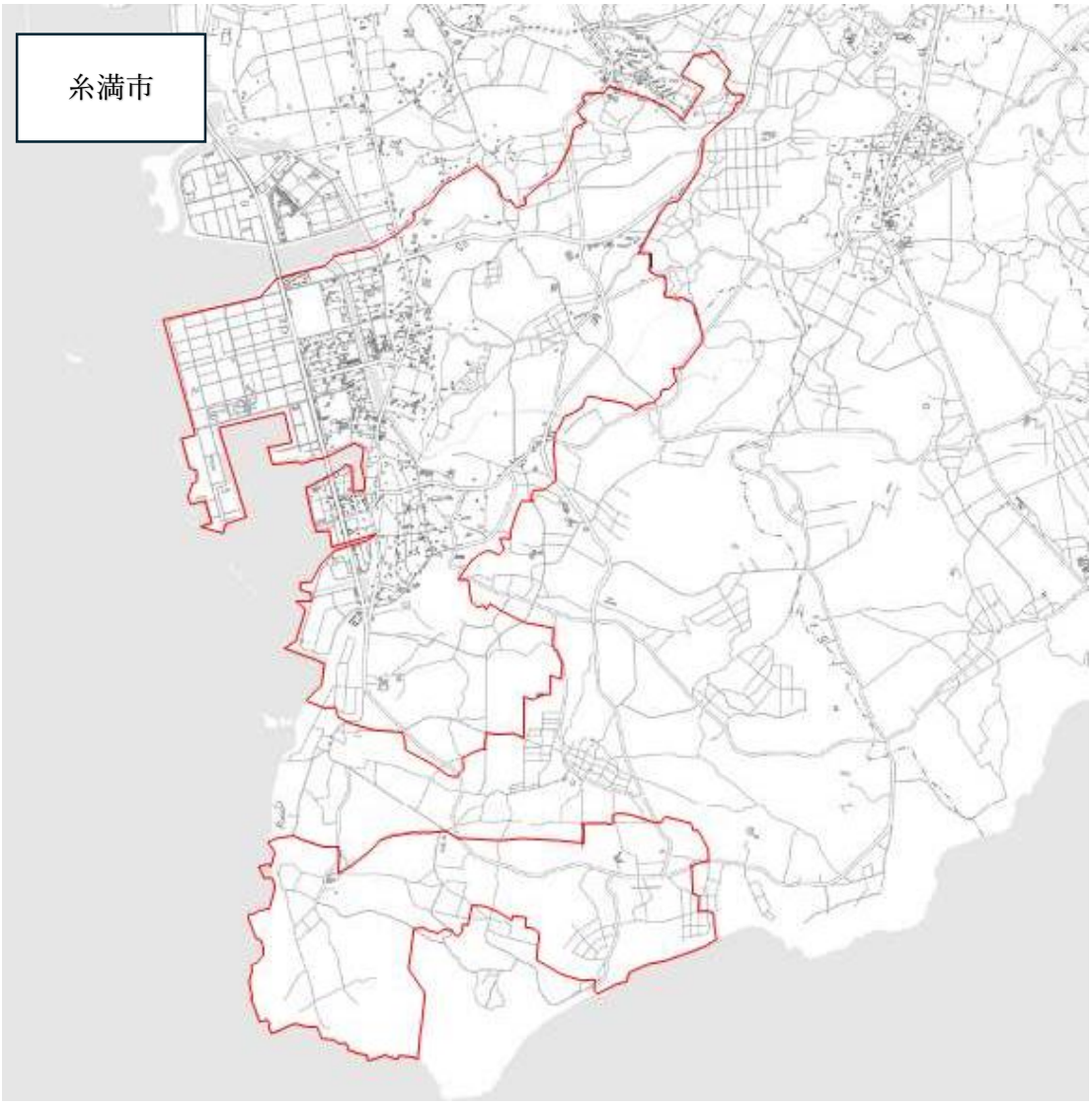
糸満市

別紙　(2) うるま・沖縄地区（上江洲・仲嶺地区）

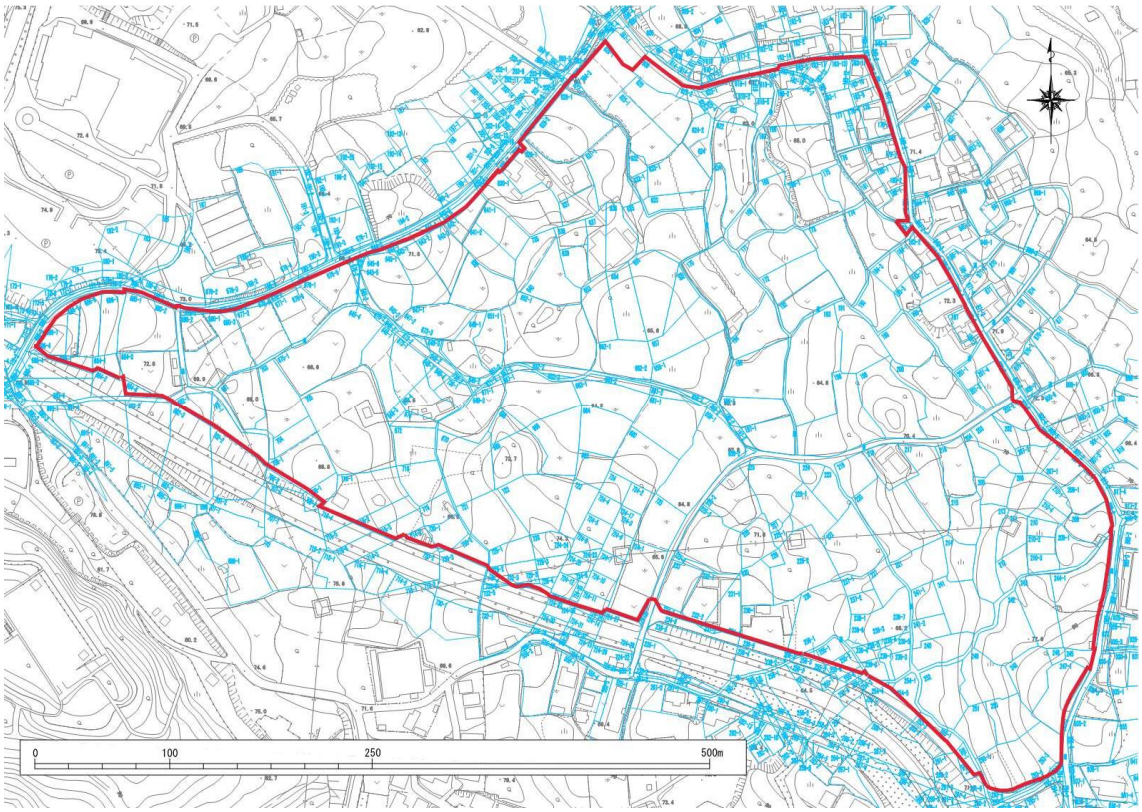

別紙　(3)南風原・八重瀬地区

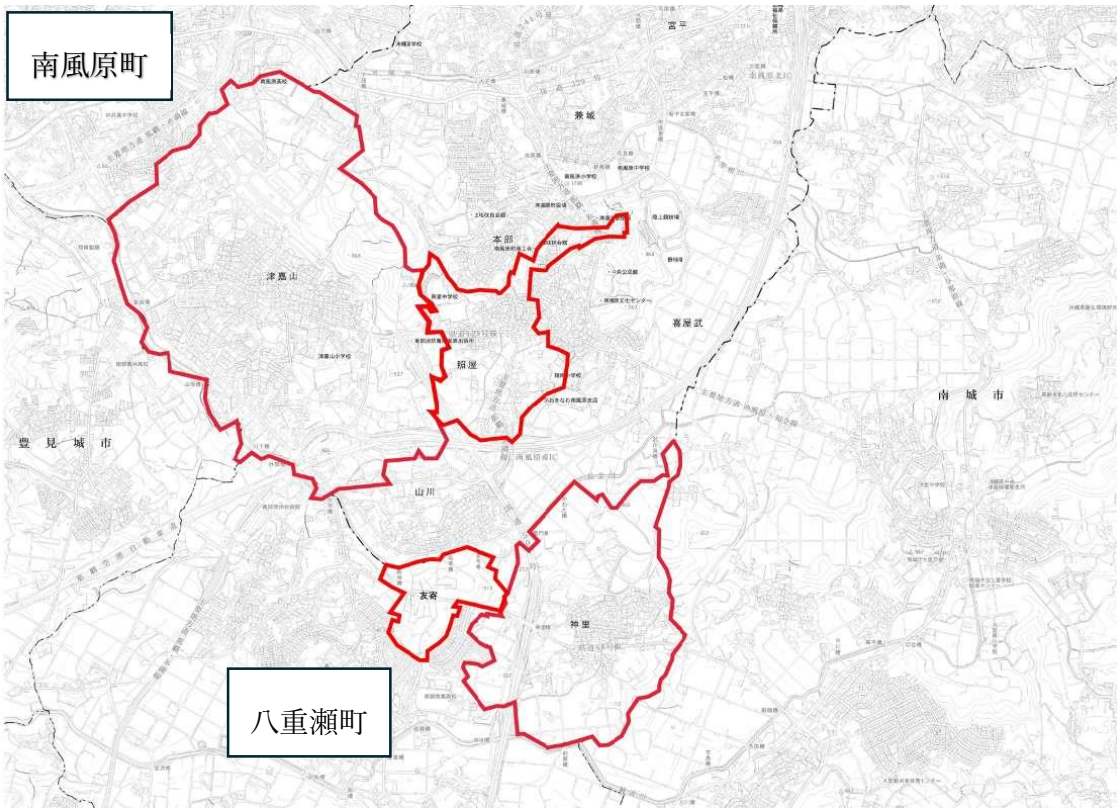

別紙　(4)国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域

対象地域
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区 （那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の一部地域）
うるま・沖縄地区 （中城湾港新港地区、仲嶺・上江州地区、平安座地区、池武当地区）
南風原・八重瀬地区 （南風原町、八重瀬町の一部地域）

宜野湾市
伊佐、大謝名、字地泊、真志喜、大山

浦添市
牧港、字牧港、港川、字港川、城間、字城間、屋富祖、字屋富祖、宮城、字宮城、仲西、字仲西、勢理客、字小湾、伊奈武瀬、西原、西洲

那覇市
曙、旭町、字安謝、安謝、字天久、天久、泉崎、字上之屋、上之屋、奥武山町、久米、久茂地、辻、泊、通堂町、西、東町、前島、牧志、松山、港町、山下町、若狭、垣花町、字赤嶺、赤嶺、字小禄、字安次嶺、字具志、具志、字高良、高良、字宮城、宮城、字大嶺、金城、住吉町、字当間、字鏡水

豊見城市
字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字翁長、字長堂、字嘉数、字豊崎
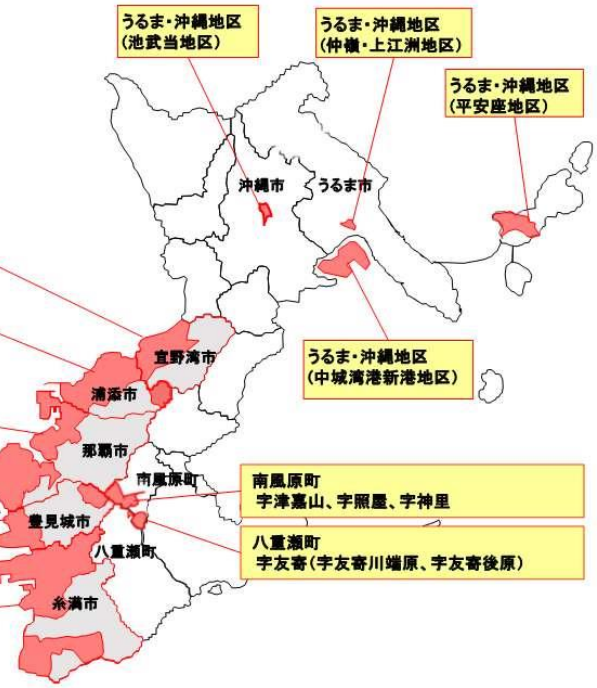
糸満市
字糸満、西崎、字照屋、字兼城、字座安、字賀数、字武富、字阿波根、字潮平、字真栄里、字伊敷、字喜屋武、字福地、字伊原、字米須、潮崎町、字北波平、西崎町、西川町